

災害時等における利用料金の返還に関する規程

市民ホール条例施行規則（昭和43年豊中市規則第32号）第18条第1項第1号に規定する使用者の責めによらない事由は、利用者から利用中止の申出があった場合における、次の各号に定める事由とする。

（1）午前区分を始点とする利用区分

北大阪又は豊中市において、利用前日午後5時の時点で大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発令されており、かつ、申出があった時点で発令中であること。

（2）午後区分を始点とする利用区分

北大阪又は豊中市において、利用前日午後7時の時点で大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発令されており、かつ、申出があった時点で発令中であること。

（3）夜間区分

北大阪又は豊中市において、利用当日午前9時の時点で大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発令されており、かつ、申出があった時点で発令中であること。

（4）全区分

大型台風の接近など、気象情報等により、当日の利用が困難であると市長が認めたとき。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から実施する。